



地福第706号
令和3年8月1日

社会福祉法人 福井県共同募金会
会長 清川 忠様

福井県知事 杉本達治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年8月1日から令和8年7月31日まで